

令和2年4月15日

緊急事態宣言を踏まえた「ご家族・任継本人の健康診断等」の対応について

旭化成健康保険組合

令和2年4月8日付で厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係わる緊急事態宣言の対象地域において、当該宣言期間中の特定健康診査、特定保健指導等、対面の保健事業を行わないよう通知がなされました。なお、電話、電子メール等活用の特定保健指導はこの限りではありません。

つきましては、趣旨ご理解のうえ、緊急事態宣言の対象地域の弊社保家族健診・任継本人健診等の対象の方々につきましては、当該宣言期間中の健康診断受診、特定保健指導参加等をお控えくださいますようお願い申し上げます。今後、緊急事態宣言の対象地域・期間が拡大された場合も同様です。

※従業員の方は各地区健康管理室等健診担当者の案内に従ってください。

なお、緊急事態宣言が発令されていない地域の対象者の方々も健康診断受診等について、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、十分に留意いただきますようお願いいたします。緊急事態宣言の対象地域以外の健診機関の中で当該居住者が緊急事態宣言地域に外出した場合、一定期間受診を受け付けない等受診条件が設定されている健診機関がありますので、事前にご確認ください。

〈追伸〉

ご家族・任継本人の健康診断のご案内は例年通り6月にご自宅宛に送付予定です。